

施設の利用取消（キャンセル）について

2014.4.1～

都合が悪くなったなどの理由で、さくらびあの施設利用を取消（キャンセル）をされる場合の手続きは次のとおりです。なお、予約施設の一部を取消される場合も、一度全ての予約を取消し、改めての手続きとなりますので、ご注意ください。

ただし、大小ホールは10か月前まで、会議室・リハーサル室・練習室1～3は5か月前までに利用日の変更を希望される場合、変更前と変更後が、同一施設・同一区分・同一料金であれば1回に限り日にちを変更することが可能です。

利用取消（キャンセル）手続きに必要なもの

- ①「はつかいち文化ホール施設等利用（変更）許可書」※申請時にお渡しした許可書です。
- ②領収書
- ③印鑑
 - ・領収書に記載されたかた（クラブ・法人の場合は許可書に記載されたかた）の印鑑が必要です（法人の場合は社印となります）。
 - ・シャチハタなどのゴム印では受付いたしかねます。
- ④領収書名義の振込先
 - ・利用料金は口座振込での返金となります。
 - ・クラブなどの場合は許可書に記載された代表者名義、法人の場合は法人名義の口座に振込みます。
- ⑤「はつかいち文化ホール施設等利用許可取消及び利用料金還付申請書」
 - ・さくらびあ事務室にあります。

還付（返金）額

取消手続きの時期によって、返還できる金額が異なります。

大・小ホール	利用日の10か月前まで・・・80%返金
	利用日の4か月前まで・・・50%返金
	利用日の4か月前を経過すると返金できません
会議室・リハーサル室・練習室1～3	利用日の5か月前まで・・・80%返金
	利用日の2か月前まで・・・50%返金
	利用日の2か月前を経過すると返金できません

※大・小ホールに付随して他施設(会議室・リハーサル室・練習室・楽屋)を申請され利用取消をされた場合の他施設分の還付額の決定については大・小ホールの区分を適用します。

手続き場所・受付時間

○手続き場所 はつかいち文化ホール さくらびあ事務室

○受付時間 午前9時～午後7時

※休館日：毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）

◆お願い：ほかに利用を希望される方のため、手続きは早めをお願いします。

◆利用取消によるホールの空き日程をホームページでお知らせします。

[お問合せ] (公財)廿日市市文化スポーツ振興事業団
はつかいち文化ホールさくらびあ
電話(0829)20-0111